

佐世保市監査委員公表第8号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年3月11日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔  
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦  
佐世保市監査委員 井上 友子



水道局 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 水道局

〔経営管理部〕

総務課、経営企画課、財務課、営業課

〔事業部〕

水道計画建設課、水道維持課、水道管路整備課、水道施設課、

北部管理事務所、下水道事業課、下水道施設課、水質管理センター

3 監査の期間 令和7年1月8日（水）～令和7年2月27日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 雑入（郵送料）の調定において、佐世保市水道局事務処理規程第4条第1項別表で「水道料金…以外の収入金（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

（北部管理事務所）

### 2. 契約事務

- ① 管路情報管理基礎システム保守・運用管理業務委託ほかにおいて、佐世保市水道局事務処理規程第4条第1項別表で「支出負担行為 1件につき600万円以上1,200万円未満」は部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

（水道管路整備課）

専決区分の相違は、内部統制における重大な不備である。

規程を再認識し、適正な事務処理を行われたい。